

(証券コード 6967)  
平成 28 年 6 月 8 日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

長野県長野市小島田町80番地  
**新光電気工業株式会社**  
代表取締役社長 清 水 満 晴

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成28年6月27日(月曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時  
(受付開始は午前9時を予定しております。)
  2. 場 所 長野県長野市栗田711番地  
当社栗田総合センター(多目的ホール)  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項 1. 第81期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第81期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第7号議案 役員賞与支給の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 上記のほか、議決権の行使に関する事項は3頁から4頁をご参照ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinko.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinko.co.jp>) に掲載させていただきます。

## ◎議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

### 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日 時** 平成28年6月28日（火曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております。）

**場 所** 当社栗田総合センター（多目的ホール）  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

### 2. 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分到着分まで

### 3. インターネットで議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分まで

詳細は次頁をご参照ください。➔

#### <議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます）につきましては、事前のご利用申し込みにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## ◎インターネットによる議決権行使のお手続きについて

### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

# 事業報告

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の経済環境は、日本におきましては、経済政策・金融政策等を背景に企業収益や雇用・所得環境が改善傾向を示したものの、期末にかけて急激に円高が進展し、製造業を中心に景況感が悪化するなど、先行き不透明感が強まる状況となりました。

海外におきましては、米国経済は、個人消費の拡大等により堅調に推移し、欧州においても緩やかな景気回復が続いた一方で、中国経済の減速や、原油をはじめとする資源価格下落の影響等による新興国経済の成長鈍化が鮮明となりました。

半導体業界につきましては、エレクトロニクス化が進展する自動車市場向けがさらに拡大し、クラウドサービスの浸透などを背景にサーバー向けの需要等が伸長したものの、これまで成長を牽引してきたスマートフォンが、主要市場における需要一巡等により成長が鈍化し、パソコン市場向けは低調のまま推移するなど、厳しい環境が継続しました。

このような環境下において、当社グループにおきましては、市場拡大が見込まれる分野において、引き続き重点的に新製品開発、設備投資を実施するとともに、生産性向上の取り組みを一層強化し、積極的な販売活動により受注確保に努め、あわせて高付加価値の製品分野への展開を推進しました。それらの結果、半導体製造装置向けセラミック静電チャックならびにスマートフォン等向けのIC組立、自動車およびスマートフォン向けのリードフレーム等の売上が増加いたしました。フリップチップタイプパッケージは、パソコン向けの売上は減少した一方、サーバー向けの需要が増加しました。これらにより、当連結会計年度の売上高は1,434億53百万円（対前連結会計年度比0.4%増）となりました。収益面につきましては、期末にかけて為替相場が円高傾向で推移したことなどによる影響を受けたものの、高付加価値製品の売上増加と第3四半期までの円安基調が寄与し、経常利益は101億35百万円（対前連結会計年度比12.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失を計上したことなどにより、34億76百万円（対前連結会計年度比46.0%減）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

### 〔ICリードフレーム部門〕

エッチングリードフレームは、スマートフォン向けなどに需要が増加したQFN（クワッド・フラット・ノンリード）タイプの生産体制整備をはかったことなどにより増収となりました。プレスリードフレームは、エレクトロニクス化が進む自動車向けの受注は増加したものの、パソコン、デジタル家電等の市場低迷による在庫調整の影響を受けました。この結果、当部門の売上高は294億67百万円（対前連結会計年度比3.3%減）となりました。

### 〔ICパッケージ部門〕

フリップチップタイプパッケージは、サーバー向けが堅調に推移したものの、パソコン市場低迷の影響を受けて減収となりました。プラスチックBGA（ボール・グリッド・アレイ）基板は、メモリー向け新製品の受注が増加し、アセンブリ事業においてスマートフォンや自動車向けにIC組立の需要が拡大しましたが、MPU向けのヒートスプレッダーは売上が減少しました。この結果、当部門の売上高は884億45百万円（対前連結会計年度比1.1%減）となりました。

### 〔気密部品部門〕

センサー用ガラス端子は、国内自動車市場低迷等の影響を受け、減収となりましたが、光素子用ガラス端子は、光通信向けの受注が拡大し、また、半導体製造装置向けセラミック静電チャックは、需要が伸長し、増産体制の整備を行ったことなどにより増収となりました。この結果、当部門の売上高は247億91百万円（対前連結会計年度比10.8%増）となりました。

### 部門別売上高

部 門	売 上 高	
	金 額	構 成 比
IC リード フレーム	29,467	20.5
IC パッケージ	88,445	61.7
気密部品の他	24,791	17.3
その他	749	0.5
合 計	143,453	100.0

百万円

%

## (2) 対処すべき課題

今後の経済環境は、米国経済は、雇用環境の改善などから引き続き堅調に推移し、また、欧州においても、緩やかな景気回復が続くものと見込まれますが、中国経済は減速傾向が強まり、資源価格の低下などを背景とする新興国経済の成長鈍化や、国内においては個人消費が依然として弱含み、円高の進行等による影響が懸念されるなど、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。  
半導体業界におきましては、情報通信関連市場の一層の成長を背景とする需要の増加や、自動車、環境、エネルギー、ヘルスケア向けをはじめとして、半導体用途のさらなる拡大が見込まれる一方、パソコン向けは一定の市場規模を維持するものの需要減少が続き、また、近年、半導体市場を牽引してきたスマートフォンも、成長鈍化が顕著となるとともに、低価格品へのシフトや製品の世代交代等に伴い需要が激しく変動するなど、今後、総じて厳しい事業環境が継続するものと想定されます。

このような環境下にあつて、当社グループにおきましては、多様な半導体実装技術・製品群をもとに、既にお客様より高い評価をいただき売上が増加しているサーバー、カーエレクトロニクス、半導体製造装置関連をはじめ、今後、成長が見込まれる市場向けに、引き続き重点的に経営資源を投下し、一層の拡販に努めてまいります。また、情報通信技術の高度化を背景に、急速に市場を拡大することが見込まれるIoT (Internet of Things) 関連など、高機能半導体へのニーズがさらに高まることが想定される分野において、お客様のニーズを的確に把握し、新商品の事業化をはかるべく、マーケティング機能、開発機能の充実ならびに技術領域の拡充に努め、新たな需要獲得に注力してまいります。

こうした成長市場・新領域への展開とともに、パソコン向け、スマートフォン向けについては、より生産性、信頼性の高い生産体制を構築し、次世代製品の開発、市場投入を強力に推進することなどにより、競争力を一層強化し、収益確保に努めてまいります。

当社グループは、熾烈な競争が繰り広げられる半導体市場にあつて、ものづくり、技術、サービスで常に先行し、市場・環境の変化に即応できる強靱な企業体質の構築をはかり、「限りなき発展」を果たしてまいり所存であります。

## (3) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は155億8百万円となりました。これは、ICパッケージ部門において、フリップチップタイプパッケージの新製品量産体制整備のための設備投資を行うとともに、ICリードフレーム部門および気密部品部門において、需要拡大が続くQFNタイプリードフレームや半導体製造装置向けセラミック静電チャック等の生産体制整備のための設備投資を行ったほか、全部門にわたって合理化・省力化を目的とした投資を行ったものです。

なお、上記設備投資に必要な資金は、自己資金をもって充当しております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		第 78 期 (平成25年3月)	第 79 期 (平成26年3月)	第 80 期 (平成27年3月)	第 81 期 〔当連結会計年度〕 (平成28年3月)
売 上 高 (百万円)		127,241	140,412	142,815	143,453
経 常 利 益 (百万円)		5,049	14,501	8,973	10,135
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		2,874	9,309	6,442	3,476
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		21円28銭	68円91銭	47円69銭	25円74銭
総 資 産 (百万円)		170,966	176,651	181,903	180,886
純 資 産 (百万円)		131,206	133,536	136,407	131,834

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		第 78 期 (平成25年3月)	第 79 期 (平成26年3月)	第 80 期 (平成27年3月)	第 81 期 〔当事業年度〕 (平成28年3月)
受 注 高 (百万円)		125,926	131,339	134,077	134,555
売 上 高 (百万円)		120,867	132,302	133,898	134,960
経 常 利 益 (百万円)		5,008	13,280	7,717	9,319
当 期 純 利 益 (百万円)		2,943	8,435	5,497	2,958
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		21円79銭	62円45銭	40円70銭	21円90銭
総 資 産 (百万円)		168,648	173,820	179,343	176,677
純 資 産 (百万円)		129,652	135,408	139,052	138,201

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金	親会社が 所有する当社 の株式数	議決権比率	事業内容
富士通株式会社	百万円 324,625	千株 67,587	% 50.03	ソフトウェア、情報処理分野および 通信分野の製品の開発、製造および 販売ならびにサービスの提供

(注) 当社と親会社との間の主な取引は、親会社への当社製品の販売であります。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	事業内容
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	千マレーシア リンギット 68,000	% 100	リードフレームの製造・販売
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	百万ウォン 11,900	100	ガラス端子等の製造・販売
SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.	千米ドル 7,500	100	半導体パッケージの販売

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、半導体パッケージの製造・販売を主な事業としており、各部門の主要な製品は次のとおりであります。

部門	主要製品
IC リードフレーム	半導体用リードフレーム
IC パッケージ	プラスチック・ラミネート・パッケージ、ICの組立、ヒートスプレッダー
気密部品	半導体用ガラス端子、セラミック静電チャック

## (7) 主要な事業所

### ① 当社

本 社	長野県長野市小島田町80番地
工 場 等	更北（長野市）、若穂（長野市）、高丘（長野県中野市）、新井（新潟県妙高市）、京ヶ瀬（新潟県阿賀野市）、新光開発センター（長野市）、栗田総合センター（長野市）
営 業 所 等	東京（渋谷区）、大阪（淀川区）、仙台（仙台市）、長野（長野市）、名古屋（名古屋市）、大分（大分市）、福岡（福岡市）、マニラ（フィリピン共和国）

### ② 子会社

国 内	新光パーツ株式会社（長野市） 新光テクノサーブ株式会社（長野市）
海 外	SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (大韓民国) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (中華人民共和国) SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (アメリカ合衆国) KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (大韓民国) TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (台湾) SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (中華人民共和国) SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール共和国)

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
4,880名	25名減

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,070名	47名減	44.3歳	22.4年

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 135,171,942株 (自己株式81,729株を含む)  
 (3) 資本金 24,223,020,480円  
 (4) 株主数 15,432名 (対前事業年度末比2,327名増)  
 (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
富士通株式会社	67,587	50.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,902	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,670	1.98
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,989	1.47
JP MORGAN CHASE BANK 380684	1,943	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,907	1.41
THE BANK OF NEW YORK 133522	1,846	1.37
株式会社八十二銀行	1,836	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,806	1.34
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,448	1.07

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	藤 本 明	
代 表 取 締 役 社 長	清 水 満 晴	執行役員社長
取 締 役	豊 木 則 行	副社長執行役員 開発・知的財産権・アセンブリ事業部門担当
取 締 役	依 田 稔 久	専務執行役員 システム・生産技術・コンポーネント事業部門担当、 リードフレーム事業部長 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役社長
取 締 役	浅 野 義 博	常務執行役員 資材部門担当、環境管理統括部長
取 締 役	高 柳 秀 則	常務執行役員 営業部門担当 SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. 取締役会長
取 締 役	長 谷 部 浩	上席執行役員 経理本部長 兼 共通技術統括部長
常 勤 監 査 役	小 川 喜 彦	
監 査 役	北 澤 光 二	北澤公認会計士事務所 公認会計士・税理士
監 査 役	安 井 三 也	富士通株式会社執行役員常務

- (注) 1. 監査役 北澤光二および安井三也は、社外監査役であります。また、当社は監査役 北澤光二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 北澤光二は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成27年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、取締役 黒岩 護は任期満了により退任いたしました。
4. 平成27年6月24日開催の第80回定時株主総会において、新たに高柳秀則は取締役に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度末日後に、取締役の地位、担当および重要な兼職の状況について次のとおり変更がありました。

(平成28年4月1日付)

代表取締役会長 豊 木 則 行

取 締 役 藤 本 明

(平成28年5月1日付)

取 締 役 依 田 稔 久 専務執行役員  
システム・生産技術・リードフレーム事業部門担当

取 締 役 長 谷 部 浩 上席執行役員  
経理本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第28条および第36条において、取締役（業務執行取締役等を除く）ならびに監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役 藤本 明、監査役 小川喜彦、北澤光二および安井三也の4氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	357百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	32百万円 (3百万円)
合 計	11名	390百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成27年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
2. 上記支給額には、第81回定時株主総会において決議予定の役員賞与を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 監査役 北澤光二

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

北澤公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち17回出席し、また、監査役会6回のうち5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ② 監査役 安井三也

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

富士通株式会社は当社の親会社であります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち11回出席し、また、監査役会6回のうち6回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討中であったため、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、検討の結果、第81回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更ならびに監査等委員である社外取締役2名選任について議案上程することといたしました。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの資料入手や報告をもとに前事業年度の職務執行状況ならびに新事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬見積もりを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、適切であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. ②の支払額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務の対価が含まれております。
4. 当社の重要な子会社のうち、SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.およびKOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の独立性および専門性ならびに審査体制その他監査の遂行状況などを考慮し、必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

招集  
と  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議いたしております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役および社員が良識ある社会人・企業人として行動し、当社グループが社会において必要とされる企業であり続けるべく、当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、ならびに取締役および社員が実践すべき行動指針、守るべき行動規範を示した「SHINKO Way」の周知徹底ならびに継続的な教育を実施するなど、コンプライアンス違反を未然に防止する体制の構築を推進する。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、経営方針、法令・定款で定められた事項および経営に関する重要事項の決定ならびに取締役および執行役員の職務執行の監督を行い、監査役会は、「監査役会規則」および監査方針・監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。
- ③ 取締役は、事業活動に係る法規制等をふまえ、それらの遵守のために必要な社内規程、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 法令、定款、社内規程および企業倫理等に関するコンプライアンスについて通報相談を受け付ける内部通報制度を設けるとともに、内部監査部門は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報・文書について、「文書管理規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとする。



### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループの事業継続、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 取締役は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 事業遂行上想定されるリスクについて未然防止対策の策定ならびにリスクの極小化に向けた活動を行う。また、リスク発生時の対応体制を明確化し、発生したリスクについて迅速な対応を行い、損失の最小化に努めるとともに、再発防止に向けた活動を行う。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定機能・管理監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制の構築をはかっている。
- ② 取締役会は、中期計画ならびに年度予算等を決定し、経営方針および経営目標の周知徹底を行うとともに、各部門において達成すべき目標を明確化する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催する。さらに、「会議規程」に基づき、取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門における目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、経営全般にわたる審議・報告を行う。
- ④ 取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「事務章程」等において、意思決定の手続、各部門の職務分掌および執行の手続・権限について定めるなど、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われるべく体制を整備する。

**(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、グループ会社に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「SHINKO Way」を基本として、上記(1)~(4)に定めるグループとしての適法・適正かつ効率的な業務遂行体制の整備に関する管理・指導・支援を行う。
- ② 上記①を具体化し、グループ会社の健全な発展と自主性の確立をはかるべく、「関係会社管理規程」に基づき、所管部門が管理・指導・支援を主導し、また、重要事項に関する報告・承認等を通じて、グループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役は、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
- ④ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社の監査を実施する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**

- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する社員を置くものとし、当該社員は監査役の指揮命令に従うものとする。
- ② 取締役は、当該社員の独立性を確保するため、その社員の任命、異動および報酬等人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとする。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社およびグループ会社の取締役および社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役および社員は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時に、その職務執行状況を報告する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役は、上記②または③の報告をしたことを理由として取締役および社員を不利に取り扱ってはならない。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 監査役の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。
- ③ 内部監査部門は、定期的に監査役に内部監査結果を報告する。

上記体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

**〔コンプライアンスに関する取り組み〕**

当社グループは、「SHINKO Way」の浸透ならびに定着を目的として、冊子・携帯用カードの社員への配布、啓発資料の事業所内掲示および教育を行うほか、業務上関わりの深い法律分野を中心とするコンプライアンス教育を定期的を実施しております。

また、コンプライアンス違反行為に関する通報相談窓口を設置し、ポスター掲示等により全社員に周知しております。

**〔リスク管理に関する取り組み〕**

当社グループにおいては、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理ガイドライン」を定め、各部門およびグループ会社単位でのリスク管理責任者を選任するなど、適切なリスク管理体制を構築・運用しております。また、潜在リスク調査を年1回実施し、グループに影響を及ぼすリスクについての適切な把握および対応に努めております。

**〔取締役の職務執行の状況〕**

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当事業年度中は17回の取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項および「取締役会規則」において定められた事項の決定ならびに取締役・執行役員の職務執行の監督を行っております。

### 〔グループ会社経営管理の状況〕

グループ会社は、当社グループの経営方針ならびに「関係会社管理規程」に基づき、経営目標を定め、また、当社に対し重要事項を報告し、必要な事項については承認を得ております。当社担当役員および所管部門は、グループ会社の経営目標について進捗確認を行い、また、報告事項・承認事項の確認等を通じてグループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督し、必要な指導・支援を行っております。

### 〔内部監査の実施状況〕

当社の内部監査部門である監査室は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、当社各部門およびグループ会社に対して内部監査を実施しております。また、監査室から監査役に対し、内部監査の計画およびその結果を報告するなど、随時、監査役と情報交換や意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われるよう連携・協力しております。

### 〔監査役への報告体制の状況〕

当社は、監査役が取締役会および執行役員会議等の重要な会議へ出席すること、取締役・執行役員との面談を行うこと等の機会を設けており、監査役は、これら重要会議への出席や面談等を通じ、業務執行状況の報告を受けております。なお、当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しております。

~~~~~  
◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万、千単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 特に記載のない限り、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>104,036</b> | <b>流動負債</b>    | <b>34,771</b>  |
| 現金及び預金          | 40,256         | 買掛金            | 18,437         |
| 受取手形及び売掛金       | 37,398         | 短期借入金          | 600            |
| 有価証券            | 1,150          | 未払金            | 4,104          |
| 商品及び製品          | 2,229          | 未払法人税等         | 1,837          |
| 仕掛品             | 6,008          | 未払費用           | 7,835          |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,818          | その他            | 1,956          |
| 預け金             | 8,132          | <b>固定負債</b>    | <b>14,280</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,751          | 退職給付に係る負債      | 13,909         |
| その他             | 4,305          | その他            | 371            |
| 貸倒引当金           | △14            | <b>負債合計</b>    | <b>49,052</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>76,850</b>  | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>70,648</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>144,192</b> |
| 建物及び構築物         | 27,912         | 資本金            | 24,223         |
| 機械装置及び運搬具       | 24,483         | 資本剰余金          | 24,129         |
| 工具、器具及び備品       | 2,171          | 利益剰余金          | 95,932         |
| 土地              | 6,550          | 自己株式           | △92            |
| 建設仮勘定           | 9,530          | その他の包括利益累計額    | △12,358        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,136</b>   | その他有価証券評価差額金   | 0              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,065</b>   | 為替換算調整勘定       | △1,698         |
| 投資有価証券          | 45             | 退職給付に係る調整累計額   | △10,660        |
| 退職給付に係る資産       | 337            | <b>純資産合計</b>   | <b>131,834</b> |
| 繰延税金資産          | 4,336          | <b>負債純資産合計</b> | <b>180,886</b> |
| その他             | 366            |                |                |
| 貸倒引当金           | △20            |                |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>180,886</b> |                |                |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成27年 4月 1日から)  
(平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                                  | 金 額           |
|--------------------------------------|---------------|
| 売 上 高                                | 143,453       |
| 売 上 原 価                              | 121,611       |
| <b>売 上 総 利 益</b>                     | <b>21,842</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                  | 12,420        |
| <b>営 業 利 益</b>                       | <b>9,422</b>  |
| <b>営 業 外 収 益</b>                     |               |
| 受 取 利 息                              | 211           |
| 雑 収 入                                | 883           |
| <b>営 業 外 費 用</b>                     |               |
| 支 払 利 息                              | 8             |
| 雑 支 出                                | 373           |
| <b>経 常 利 益</b>                       | <b>10,135</b> |
| <b>特 別 損 失</b>                       |               |
| 固 定 資 産 除 却 損                        | 547           |
| 減 損 損 失                              | 3,429         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>         | <b>6,157</b>  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税              | 2,452         |
| 法 人 税 等 調 整 額                        | 228           |
| <b>当 期 純 利 益</b>                     | <b>3,476</b>  |
| <b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b> | <b>3,476</b>  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 24,223  | 24,129    | 96,171    | △92     | 144,431     |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △3,714    |         | △3,714      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 3,476     |         | 3,476       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | -         | △238      | -       | △238        |
| 当 期 末 残 高           | 24,223  | 24,129    | 95,932    | △92     | 144,192     |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |              |               | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------------|-------------|--------------|---------------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金          | 為 替 換 算 定 額 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高           | 94                    | △698        | △7,420       | △8,023        | 136,407   |
| 当 期 変 動 額           |                       |             |              |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当         |                       |             |              |               | △3,714    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                       |             |              |               | 3,476     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △94                   | △1,000      | △3,239       | △4,334        | △4,334    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △94                   | △1,000      | △3,239       | △4,334        | △4,573    |
| 当 期 末 残 高           | 0                     | △1,698      | △10,660      | △12,358       | 131,834   |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>94,165</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>33,895</b>  |
| 現金及び預金          | 31,886         | 買掛金            | 18,018         |
| 受取手形            | 234            | 短期借入金          | 600            |
| 売掛金             | 36,843         | 未払金            | 4,051          |
| 有価証券            | 1,150          | 未払法人税等         | 1,669          |
| 商品及び製品          | 1,844          | 未払費用           | 7,667          |
| 仕掛品             | 5,798          | その他            | 1,889          |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,592          | <b>固定負債</b>    | <b>4,580</b>   |
| 未収入金            | 3,130          | 退職給付引当金        | 3,816          |
| 預け金             | 8,020          | 繰延税金負債         | 401            |
| 繰延税金資産          | 1,707          | その他            | 363            |
| その他             | 961            | <b>負債合計</b>    | <b>38,476</b>  |
| 貸倒引当金           | △2             | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>固定資産</b>     | <b>82,511</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>138,201</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>68,352</b>  | 資本金            | 24,223         |
| 建物及び構築物         | 26,993         | 資本剰余金          | 24,129         |
| 機械及び装置          | 23,712         | 資本準備金          | 6,055          |
| 工具、器具及び備品       | 1,881          | その他資本剰余金       | 18,073         |
| 土地              | 6,294          | <b>利益剰余金</b>   | <b>89,940</b>  |
| 建設仮勘定           | 9,470          | その他利益剰余金       | 89,940         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,135</b>   | 別途積立金          | 67,126         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,023</b>  | 繰越利益剰余金        | 22,814         |
| 投資有価証券          | 39             | <b>自己株式</b>    | <b>△92</b>     |
| 関係会社株式          | 7,112          | 評価・換算差額等       | 0              |
| 長期前払費用          | 177            | その他有価証券評価差額金   | 0              |
| その他             | 5,714          | <b>純資産合計</b>   | <b>138,201</b> |
| 貸倒引当金           | △20            | <b>負債純資産合計</b> | <b>176,677</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>176,677</b> |                |                |



# 損益計算書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|
| 売上高             | 134,960       |
| 売上原価            | 114,775       |
| <b>売上総利益</b>    | <b>20,185</b> |
| 販売費及び一般管理費      | 12,285        |
| <b>営業利益</b>     | <b>7,899</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |               |
| 受取利息及び配当金       | 819           |
| 雑収入             | 1,070         |
| <b>営業外費用</b>    |               |
| 支払利息            | 8             |
| 雑支出             | 462           |
| <b>経常利益</b>     | <b>9,319</b>  |
| <b>特別損失</b>     |               |
| 固定資産除却損         | 545           |
| 減損損失            | 3,429         |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>5,343</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,201         |
| 法人税等調整額         | 184           |
| <b>当期純利益</b>    | <b>2,958</b>  |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |             |                          |               |             |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|-------------|--------------------------|---------------|-------------|-------------|---------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利 益 剰 余 金                |               |             | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合計 |             |         |            |
| 当期首残高                   | 24,223  | 6,055     | 18,073         | 24,129      | 67,126                   | 23,570        | 90,697      | △92         | 138,957 |            |
| 当期変動額                   |         |           |                |             |                          |               |             |             |         |            |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |             |                          | △3,714        | △3,714      |             | △3,714  |            |
| 当期純利益                   |         |           |                |             |                          | 2,958         | 2,958       |             | 2,958   |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |             |                          |               |             |             |         |            |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | -              | -           | -                        | △756          | △756        | -           | △756    |            |
| 当期末残高                   | 24,223  | 6,055     | 18,073         | 24,129      | 67,126                   | 22,814        | 89,940      | △92         | 138,201 |            |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 94              | 94         | 139,052   |
| 当期変動額                   |                 |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |            | △3,714    |
| 当期純利益                   |                 |            | 2,958     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △94             | △94        | △94       |
| 当期変動額合計                 | △94             | △94        | △851      |
| 当期末残高                   | 0               | 0          | 138,201   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

新光電気工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 宏 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 真 紀 江 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 齋 田 毅 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

新光電気工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 宏 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀 江 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 齋 田 毅 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

新光電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 喜彦 ㊟

監査役(社外監査役) 北澤 光二 ㊟

監査役(社外監査役) 安井 三也 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要施策の一つと考えており、当期の期末配当につきましては、財政状態・利益水準などをふまえ、1株につき12円50銭とさせていただきたいと存じます。

この結果、平成27年12月4日に実施した12円50銭の中間配当金とあわせ、年間配当金は1株につき25円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭 総額1,688,627,663円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

招集  
と  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更しようとするものであります。

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

また、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、取締役会の構成および運営方法の見直しをはかり、以下の変更を行うものであります。

① 定款第24条(代表取締役および役付取締役)

会長および社長以外の役付取締役の選定についての規定を削除

② 定款第25条(取締役会の招集)

取締役会の招集権者については取締役会規則にて定めることに変更すべく、定款における当該規定を削除

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第4条(機 関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第4条(機 関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第20条(員 数)<br/>当会社の取締役は8名以内とする。</p>                                                                                    | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第20条(員 数)<br/>当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は8名以内とし、<u>監査等委員である取締役 (以下監査等委員という)</u> は3名とする。</p>                                                                                                                     |
| <p>第21条(選 任)<br/>取締役は株主総会において選任する。<br/>取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br/>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> | <p>第21条(選 任)<br/>取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。<br/>取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br/>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>                                                                     |
| <p>第22条(任 期)<br/>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                   | <p>第22条(任 期)<br/>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第23条(報酬等)<br/>取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                | <p>第23条(報酬等)<br/>取締役の報酬等は株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>                                                                                                                                                                    |
| <p>第24条(代表取締役および役付取締役)<br/>取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。<br/>取締役会の決議によって会長1名、<u>副会長、副社長、専務取締役および常務取締役</u>若干名を選定することができる。</p> | <p>第24条(代表取締役および役付取締役)<br/>取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。<br/>取締役会の決議によって会長1名を選定することができる。</p>                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条 (取締役会の招集)<br/> <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除いて社長がこれを招集する。</u><br/> <u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p> | <p>第25条 (取締役会の招集通知)<br/> <u>取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>       |
| <p>第5章 監査役および監査役会<br/> 第29条 (員 数)<br/> <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>                                                                                        | <p>第5章 監査等委員会<br/> (削 除)</p>                                                                                |
| <p>第30条 (選 任)<br/> <u>監査役は株主総会において選任する。</u><br/> <u>監査役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>                     | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p>第31条 (任 期)<br/> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>    | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p>第32条 (報酬等)<br/> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                    | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p>第33条 (常勤の監査役)<br/> <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p>第34条 (監査役会の招集)<br/> <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>                                                      | <p>第29条 (監査等委員会の招集通知)<br/> <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第35条（監査役会規則）<br/> <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                                                                                 | <p>第30条（監査等委員会規則）<br/> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                                                                                                   |
| <p>第36条（監査役の責任免除）<br/> <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>（削 除）</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第6章 計 算<br/> 第37条～第40条（略）</p>                                                                                                                                                                                                             | <p>第6章 計 算<br/> 第31条～第34条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>（新 設）</p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p>附 則<br/> 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）<br/> <u>当社は、第81回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>第81回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p> |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | とよ き のり ゆき<br>豊 木 則 行<br>(昭和29年1月12日生) | 昭和51年4月 富士通株式会社入社<br>平成20年12月 同社エンタプライズサーバ事業本部長<br>平成21年6月 同社執行役員<br>平成22年4月 同社執行役員常務<br>平成26年4月 当社顧問<br>平成26年6月 取締役 副社長執行役員<br>平成28年4月 代表取締役会長 (現在に至る) | 5,500株              |
| 2     | し みず みつ はる<br>清 水 満 晴<br>(昭和34年11月1日生) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年6月 開発統括部長<br>平成19年4月 執行役員<br>平成22年6月 上席執行役員<br>平成23年6月 取締役 常務執行役員<br>平成26年6月 代表取締役社長 (現在に至る)<br>執行役員社長 (現在に至る)                     | 6,200株              |
| 3     | よ だ とし ひさ<br>依 田 稔 久<br>(昭和33年1月3日生)   | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年11月 第一PLP事業部長<br>平成19年4月 執行役員<br>平成21年4月 PLP事業部長<br>平成23年6月 取締役 上席執行役員<br>平成26年6月 取締役 専務執行役員 (現在に至る)                               | 7,500株              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>株式の数 |
|-------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4     | ※<br>小 平 正 司<br>(昭和33年3月15日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成17年6月 P L P 事業部長代理<br>平成19年4月 執行役員 (現在に至る)<br>第一 P L P 事業部副事業部長<br>平成21年4月 P L P 事業部副事業部長<br>平成24年6月 開発統括部副統括部長<br>平成25年6月 開発統括部長<br>平成26年12月 コンポーネント事業部副事業部長<br>平成27年6月 E S C 事業推進室長<br>平成28年5月 開発部門担当、コンポーネント事業部長<br>(現在に至る) | 15,100株      |
| 5     | は 長 谷 部 浩<br>(昭和35年2月25日生)    | 昭和58年11月 当社入社<br>平成18年6月 経理本部長 兼 J - S O X 推進室長<br>平成19年4月 執行役員<br>平成20年12月 経理本部長 (現在に至る)<br>平成23年6月 取締役 上席執行役員 (現在に至る)                                                                                                                          | 41,000株      |

(注) 1. ※は、新任の候補者であります。

2. 現在の当社取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載しております。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。  
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | ※<br>小川 喜彦<br>(昭和30年1月19日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成12年6月 設備開発統括部長<br>平成13年6月 取締役<br>平成19年4月 取締役 常務執行役員<br>平成19年6月 常務執行役員<br>平成24年6月 常勤監査役 (現在に至る)                                                                                  | 9,400株              |
| 2     | ※<br>北澤 光二<br>(昭和23年8月25日生) | 昭和49年12月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所<br>昭和53年9月 公認会計士登録<br>昭和54年1月 税理士登録<br>昭和55年12月 昭和監査法人退職<br>昭和56年1月 北澤公認会計士事務所 (現在に至る)<br>平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)                                                 | 0株                  |
| 3     | ※<br>佐伯 里歌<br>(昭和43年1月11日生) | 平成5年9月 増田・舟井・アイファート&ミッチェル法律事務所(米国イリノイ州シカゴ) 入所<br>平成5年11月 米国イリノイ州弁護士登録<br>平成12年5月 モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所入所<br>平成20年1月 同事務所オブ・カウンセラー (現在に至る)<br>平成25年12月 第二東京弁護士会外国特別会員登録<br>平成27年6月 当社補欠監査役 (現在に至る) | 0株                  |

(注) 1. ※は、新任の候補者であります。

2. 佐伯里歌氏の戸籍上の氏名は、牧野里歌であります。

3. 北澤光二および佐伯里歌の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 北澤光二氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

5. 佐伯里歌氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

6. 当社は、小川喜彦および北澤光二の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、小川喜彦、北澤光二および佐伯里歌の3氏をご選任いただいた場合には、当社は3氏と同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、北澤光二および佐伯里歌の両氏をご選任いただいた場合には、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
8. 小川喜彦、北澤光二および佐伯里歌の3氏をご選任いただいた場合には、3氏は、監査等委員会において会社法第399条の3第1項および第2項に規定される職務を行う監査等委員として選定される予定であります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会において、年額3億円以内としてご承認いただいておりますが、第2号議案の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案および第3号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名となります。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案および第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

#### **第7号議案 役員賞与支給の件**

当期の業績等を勘案して、当期末時の取締役7名に対し総額65,000,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 長野県長野市栗田711番地  
当社栗田総合センター（多目的ホール）  
電話 026 (226) 1145

交 通 ○タクシー／長野駅東口より8分  
○徒 歩／長野駅東口より25分  
※お車でご来場の際には、係員の案内に従って駐車場をご利用ください。

